

## 会 議 記 録

会議名称	令和3年度第1回 杉並区公契約審議会	
日 時	令和3年11月1日（月）午後3時00分～午後4時36分	
場 所	中棟4階 第1委員会室	
出席者	委員	水島委員、砂川委員、金子委員、高取委員、島田委員、大久保委員
	事務局	総務部長、経理課長、地域施設担当課長、土木管理課長、 土木計画課長、契約統括担当係長、契約担当係長、契約担当係長、 契約担当職員
傍聴者	5名	
配布資料	資料1 杉並区公契約審議会職員名簿 資料2 令和3年度 公契約条例第2条第3号アに規定する予定価格 5千万円以上の工事又は製造の請負契約について 資料3 令和3年度 公契約条例第2条第3号イに規定する予定価格 1千万円以上の工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託 契約について 資料4 令和4年度に締結する予定の指定管理協定案件 資料5 審議会の検討スケジュールについて（案） 資料6 特別区の公契約条例の動向について 資料7 特別区人事委員会勧告等の動向について	
会議次第	1 開会 2 報告 (1)杉並区公契約条例を適用した契約状況について (2)特別区の公契約条例の動向について (3)特別区人事委員会勧告等の動向について 3 議事 (1)令和4年度の労働報酬下限額について 4 その他 (1)第2回杉並区公契約審議会 5 閉会	

○会長           ただいまから令和3年度の公契約審議会を開会いたします。初めに、本日の定足数の確認でございますが、私を含めまして委員6名、全員出席しておりますので、定足数には達しているということを確認したいと思えます。それでは、本日は第1回ということでございますので、まず区側から、一言ご挨拶を頂戴できればと思えます。

○総務部長       本年もよろしくお願いいたします。昨年を振り返りますと、8月に公契約条例を施行いたしまして、同時にこの審議会を立ち上げ、8月26日に第1回目を開き、3回の会を重ねていただきまして、12月に特定公契約に係る労働報酬下限額を答申いただきました。これを受けて、3月に告示をして、令和3年度の4月から適用させていただいているところでございます。

                  まだ年度半ばですので、総括するのは時期尚早ではございますけれども、途中経過はこの後、事務局から報告をさせていただくことになります。昨年のベースがあるとはいえ、また状況も変わっておりますので、一定程度、昨年度の議論を踏まえつつ、また皆様のお立場や知見を踏まえて、多面的多角的にご議論いただき、12月には下限額の答申をいただければ幸いに存じます。

○会長           それでは、諮問内容を踏まえまして、これから審議を進めたいと存じます。最初に、杉並区公契約条例を適用した契約案件の状況につきまして、事務局からご報告を頂戴できればと存じます。

○経理課長       初めに、本日の配付資料について確認をさせていただきます。

                  （ 配布資料の確認 ）

○経理課長       それでは、今年度の契約案件の適用状況についてご報告をさせていただきます。資料の2をご覧ください。

                  工事請負契約でございますけれども、10月の末日までに29件が公契約条例の対象となっております。このうち、労働関係の報告書の提出を受けたのは、経理課におきまして18件ございまして、現在どなたでも見られるように、閲覧をしているところでございます。

                  なお、未提出となっている理由について申し上げますと、こちらは元請業者が下請業者に対して、まだ報告内容を完全に聞き取れていないということで、確認中であること。または、これから工事の施工体制等々を決め

て、下請業者へ発注をするといったところで、未提出になっているところ  
でございます。

それでは、資料の3をご覧ください。こちらは、工事及び製造以外の請  
負契約及び業務委託についての令和3年4月以降の契約の状況でございます。  
契約件数は、165件が対象となっております。なお、労働関係の報告書  
につきましては、全ての契約において提出されてございまして、経理課に  
おいて全て閲覧をしているところでございます。提出された報告書でござ  
いいますが、労働報酬下限額以上の賃金支払いが受託者から再委託先まで行  
われているということも併せて確認をしております。労働報酬下限額を  
定めたことによりまして、区の委託契約金額にどの程度影響したかという  
ことについては、お手元の資料の増減の欄に記載をさせていただきました  
が、仕様変更等が伴っていない136件、こちらにおいて比較検討を行いま  
した。その結果、金額にして約2億円、率にして5.3%の増となってい  
ました。なお、2億円という金額につきましては、区の委託料総額に占め  
る割合といたしましては0.6%でございました。

最後に、資料の4をご覧ください。これは指定管理協定の状況でござい  
ます。今年度につきましては、指定管理協定での対象はございませんで  
した。お手元の資料は、令和4年度から現在進行している記載の8件につ  
きまして、条例の適用となるという見込みとして、ご報告をするところ  
でございます。私からは以上でございます。

○会長                    ありがとうございます。

事務局からのご報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

( なし )

○経理課長            申し訳ございません、資料4の記載内容の訂正がございます。表の下に  
注1がありますけれども、ここに施行日の日付が書いてありますが、令和3  
年8月1日を改めまして、令和2年8月1日でございました。謹んで訂正をさ  
せてください。

○会長                    それでは、ご質問がないようでございますので、次の議事に入ってい  
きたいと思っております。まず、検討スケジュールについて、事務局からご説明を  
頂戴できればと存じます。

○経理課長            それでは、スケジュールについてご説明をさせていただきます。資料の5をお開きください。本日は第1回審議会でございますけれども、できれば本日答申に向けて一定の方向性をまとめていただきたいと考えてございまして、11月下旬に想定をされます特別区の人事委員会の勧告に対する妥結後、12月に第2回審議会を開いて、ここで答申をいただけたらと考えてございます。資料は、そういった考え方を基に、公契約審議会のスケジュール案を作成させていただきました。以上でございます。

○会長                事務局案といたしましては、本日を含めて2回の開催で12月に答申を行うというスケジュールが提示されております。それが一番よろしいかと思っておりますが、今日の議論次第ということもございます。

                          まず確認をしていただきたいのは、12月にまとめる必要があるということでございますが、この点について、いかがでございますでしょうか。

                          ( なし )

○会長                それでは、今日の審議の状況を踏まえまして、あと1回でやれるかどうかということについては、またお諮りしたいと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

                          ( 異議なし )

○会長                今ご提案ございましたように、本日は労働報酬下限額の答申に向けまして、まずは皆様のご意見を伺ってまいりたいというふうに考えておりますが、その前提といたしまして、事務局のほうから他区の状況あるいは特別区人事委員会の勧告内容等について、ご報告を頂戴できればと思います。

○経理課長            それでは、資料を基に報告をさせていただきたいと思っております。資料の6をご覧ください。特別区でございますけれども、昨年と一つ変わりが、新たに江戸川区が公契約条例の制定を行いました。本年の10月1日から運用を開始してございます。それと、各区の労働報酬下限額についてでございますが、まず資料6の1の(2)工事又は製造請負契約の見習い・手元等の下限額についてでございます。令和3年度は前年度と比較いたしまして、全区で引上げがされてございました。なお、渋谷区を除く5区につきましては、そもそも公共工事設計労務単価の軽作業員、こちらを基にして算定をしておりますので、このたび3月に国による労務単価の改定がござい

ましたので、これにより引上げがされたものでございます。

次に、業務委託契約の下限額についてでございますが、千代田区と世田谷区、新宿区、この3区につきましては、人事委員会の勧告に併せまして、据置きとなっております。2段書きになってはいますが、括弧で書いてあるのが前年度の下限額というふうにご覧いただければと思います。

その一方で、渋谷区と足立区、目黒区につきましては、引上げが行われました。ちなみに、渋谷区と目黒区はもともと算定根拠に地域事情を勘案するという考え方がございましたので、これにより下限額を決めている背景から、引上げがされたものと考えてございます。

また、足立区は他区と異なっております。1年前の状況を反映しているということで、会計年度任用職員のアルバイト単価を下限額にして反映をしていたため、令和3年度の下限額は引上げとなったところです。ただ、来年度のことを考えると、これから下限額をどうするかについては、動向がまだ分からないので、注視しているところでございます。

続きまして、資料の7、人事委員会勧告について報告をさせていただきます。直接私どもに関係するのは、1の特別区職員に対する人事委員会勧告の欄でございます。先月になりますが、特別区職員の給与に関する報告及び勧告が行われました。給与勧告の内容といたしましては、月例給は民間給与との較差が極めて小さいということから、改定を行わないという内容でございます。その一方で、ボーナスについてですが、民間が特別区職員を下回るといたしまして、支給月額を0.15月引下げ、特別区職員の年間支給月数を現行の4.6か月から4.45月としたところでございます。この勧告どおりに実施された場合でございますが、特別区職員の平均年間給与は約5万9,000円減額となる見込みでございます。報告は以上でございます。

○会長           ただいまの事務局からの報告につきまして、杉並区におけます令和4年度の労働報酬下限額について、議論をしたいと思っております。まず、熟練労働者の労働報酬下限額について議論をしたいと思っております。委員の皆様、ご発言頂戴できればと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○委員           熟練労働者、一人親方につきましては、設計労務単価に対する割合90%と定めた昨年度の水準をそのままということ、いかがかなというふう

思っております。

私ども業界団体といたしましても、9月に団体の役員会をやりまして、いわゆる適用状況等をお聞きしておりますけれども、一部の工事は完成に至っており、書類をお出しして報告をさせていただいたところですが、現状、まだまだ始まったばかりの工事が多くございまして、実績が積み上がっているとは言いがたい状況でございます。今の状態では、手前どもから下げてほしいとか上げてほしいとかということは、まだ言えない状況かと思いますので、昨年度と同様の90%ということをお願いしたいと思っております。

○会長           ほかにご意見はございますでしょうか。

○委員           本来ならば、コロナのこともありまして、経済的なことを考えれば、じりじりと引上げをお願いしたいところではありますけれども、その辺を鑑みて、1%でも引き上げていただきたいと思っております。

○会長           ほかにご意見はございますでしょうか。

○委員           私は、前年度の9割据置きと考えております。理由としましては、資料の6の熟練労働者が他の自治体との比較で、90%が多いということと、それと比較した均衡ということで、据置きと考えております。さらに、昨年度この9割を決めた根拠として、落札率という話があったかと思いますが、こちら前年度と特に変動がなければ、特に9割というのを動かす理由はないのかなと思っております。

○会長           ほかにご意見はございますでしょうか。

( なし )

○会長           今頂戴したご意見としては、現状の90%据え置くということと、もう一つは多少たりとも上げてはいかがかというご意見も頂戴したところがございます。

熟練労働者については、令和3年度に始めて、特にまだ総括もできていないという状況だということもお聞きしまして、令和3年度全体が終わってみてどうかというところは、ちょっと待つ必要があるのだろうなと感じているところでございます。委員としては、当然、少しでもというご意見というのは承知いたしますが、取りあえず他区の状況を見て、これについては来年度も90%ということでご了解いただければと思っておりますが、よろし

ゆうございますか。

( 了承 )

○会長            それでは、熟練労働者の令和4年度の下限額につきましては、引き続き公共工事設計労務単価の9割ということにさせていただきたいと存じます。

次に、見習い・手元等の労働報酬下限額でございます。ここにつきましては、最も昨年度いろいろ議論になったところでございます。それぞれ皆さんもいろいろご意見があるところかと思えます。また、区によって状況も違うというようなところもあろうかと思えます。

まず事務局のほうに、参考になるような情報提供があればお願いしたいと思えます。

○経理課長        お手元の参考資料3ページをお開きください。昨年の第3回の審議会のときでございますけれども、令和4年度の下限額の審議に向けまして、日給を算定する根拠などを事務局のほうで少し調査をするというようなことが、私どもの宿題というふうになってございました。それを受けまして、この間、厚労省の賃金構造統計調査ですとか、あるいは東京都が持っている労働局が作成した資料など、いろいろと調べてみましたが、労働報酬下限額を決める算定根拠になるような、審議会にふさわしい適切な資料というのは、現時点で探し出すことはできませんでした。ただ、それですと本日のご議論を進めていく上でなかなか根拠、あるいは目安になるものがないということで、パートタイマーでございますが、都内の公共職業安定所、ハローワークの求人情報について、特に建設現場に対する求人で、軽作業や作業補助をするもの、これをピックアップいたしました。約7日間の調査ですが、求人票を一覧にしたところでございます。とても十分な情報量とは言えないですが、この表を見ていただきますと、実際に求人があった内容というのは、項目でいきますと求人の職種から始まりまして、右に業務内容、就業場所、時間額、1日当たりの求人時間、日額、ここまでが実際の求人情報でございます。事務局ではさらに、1日8時間にしたら幾らになるかというのを換算した欄を設けて、本日は資料として提示をさせていただきました。事務局が設けましたこの欄のところを見ていただきますと、20件の平均は約1万215円という結果になってございましたので、これらを

日給の目安として参考にさせていただけたらというふうに思っております。

○会長 貴重な情報提供をありがとうございました。ご用意いただいた情報も含めて、議論をしていきたいと思いますが、この見習い・手元等の仕事は、設計労務単価の職種に照らしますと、軽作業員の業務内容に近いと言えますが、実態は工事現場の後片づけや清掃、資材運搬といった作業であって、下限額の算定は、昨年度におきましては他区を直接的な参考にはせずに、むしろ雇用の実態を踏まえた上で、かつ日給の目安を1万円とするというようなことから、1時間当たりの下限額を導き出しまして、1,250円というのを合意いただいた経緯がございます。

1万円というのも、ご紹介いただいたことを踏まえましても、算定根拠として客観的な数字であるというものではないわけなのですが、1日働けば日給1万円程度は必要ではないかという考え方でよろしいかどうかをまず確認したいと思います。いかがでございますでしょうか。

○委員 昨年、いろいろと意見を戦わせたかなというところではありますけれども、私たち建築協議会で検討した結果、他区を見習わせていただいて、設計労務単価の軽作業員の70%で意見として出したいところでございます。

○会長 そういうお考えをお示しになられた背景になるご意見をご説明いただければと思います。

○委員 去年、一生懸命上げる話をさせていただいた中ではありますが、やはり他区と比べても杉並はちょっと低いということで、私たち建築協議会では、最低賃金の伸び率に合わせて上げて行く話もありましたが、毎年ここに来て、結論が長引くということだと、設計労務単価の軽作業員の70%がいいのではないかと話が出ました。

○会長 今の段階でご意見あればということなのですが、要するに、前回の議論の中では、設計労務単価を考えたときに見習い・手元の実態というのと、軽作業というのが必ずしも合っていないというご意見が出された経緯があるのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○委員 本来は、作業に当たるところの70%というのを、本来ならばお願いしたいとは思っております。例えば薦さんだと、薦さんの70%が見習いの金額でいいのではないかと、前のときも発言したかと思いますが、それではあ



まりにも高過ぎるというご意見をいただいて、他区と同様にとりあえずという考え方で行きましようかという話になった次第であります。

○会長           その点はまたご意見として伺って議論したいと思いますが、ほかにかがでございましょうか。

○委員           私ども業界のほうとしては、先ほど申し上げたとおり、3年度の総括というものが、まだできていない段階での変更というものに対して、そもそも消極的であるのは事実です。ただ、昨年度の議論におきましても、我々としては、やはり公的な単価にある程度連動して、労働報酬下限額というのは変更して、それに追随していくべきであるという考えもまた持っております。私どもとしてはこの1,250円、日給1万円という水準は、今年においては維持していただきたいというふうに思いますが、他区を見れば、ここに関しては下限額が軒並み上がっているというのも、また事実というところがございますので、最低賃金の伸びに合わせた形の上昇ぐらいのことはやっておかないと、かえって最低賃金と幅が狭くなってしまってもおかしいかなと思っておりますので、1,250円に最低賃金の伸び率を掛けたものを受け入れてもいいかなと思っております。

○会長           ほかにかがででしょうか。

○委員           賃金は、社会的相場で決まっていく部分もありますので、少なくとも上がらないというようなことはないのかと思っております。もちろん、支払能力というところも、賃金ですからバランスを持った考え方は持つべきだと思います。近隣相場として世田谷1,365円等々あります。本当に業界にいないので、分からない部分は多々ありますが、本当にこのまま1,250円で据え置く、あるいは低い上げ率としたときに、本当にお互いにとってプラスなのかというところは、疑問があります。ぜひともしっかり上げる方向での議論に進んでいただけるといいかなというふうに思っております。

○会長           ほかにご意見、いかがでしょうか。

○委員           公共工事設計労務単価の軽作業の70%という話がありましたが、時給換算すると幾らぐらいになるのか確認させてください。

あと、工事や製造に関して、条例では参考にする基準として公共工事設計労務単価と明示されていまして、最低賃金は、それ以外の業務委託のと

ここで勘案すると条文の構造になっています。法律的に見ると最低賃金法の金額をどこまで考慮するのかというのは、なかなかダイレクトに直接影響するのかというのは法律的に見たらどうなのかというふうには考えております。

○会長 議論を整理したいと思います。昨年度、軽作業員の設計労務単価では行わないということを決めたという経緯がございます。もし、設計労務単価の70%という、世田谷とか目黒の額になると思います。

問題は、なぜ前回この設計労務単価で行わなかったのかということですが、実際の仕事との関係で、必ずしも軽作業員ということでイメージされているものと、実際の作業というものが違うので、そこは軽作業員が対応しているとは言えないという議論になって、やや苦肉の策として、日給1万円とこういう線で合意をいただいた経緯があると思います。

まずその点を確認したいと思います。例えば、今日お出しいただいた公共職安の求人情報を見ても、かなり単価が違うのが含まれているわけですね。一番高いので1,600円というのもあれば、一番安いのでいくと1,050円、あるいは豊島の1,041円というのがある中で、熟練労働者のように設計労務単価が適切なのかどうなのかというのが、昨年度の議論では必ずしもフィットしないということで、別の基準を採ったわけです。基準を変えるのかどうなのかというのは、恐らく最初の議論になろうかと思うのですが、そうすると設計労務単価の軽作業員というので、実際の契約の中での具体的な賃金が適用される仕事というのが、フィットしているのかどうなのかですね。そこら辺のところ、全然存じ上げないので分からないのですが、昨年そこが大分議論になったように思いますが、そこはいかがでしょうか。

軽作業員を採用しているところもありますが、必ずしもそこに追従しなきゃいけないということではないので、昨年の基準を本年度も踏襲することになると、先ほど委員からもありましたように、1,250円をベースにして、これを若干引き上げていく方向性というのは考えてもいいだろうという議論になろうかと思えます。まずそこはいかがでしょうか。

( 了承 )

- 会長            ベースとして昨年度の基本的な考え方を踏襲していくということにさせていただきます。1,250円をベースにして、渋谷のようにもっと低いところもありますが、ご指摘もございましたように、近隣の世田谷辺りと開きがあるというようなこともございます。もちろん委員がおっしゃるように、直接的な考慮事項ということではないですが、参考にすべき点としては、やはり最賃が28円上がって1,041円になっているとかですね。あるいは、物価上昇の気配とかを勘案したときに、どの程度を考えていくべきなのか、いかがでしょうか。委員のおっしゃったこともありますので、最賃の伸び率というのを機械的に適用するとこれはまた議論が出てくるかと思しますので、そういうことも参考にしてということになるかと思えます。
- 委員            金額の多寡については、例えば世田谷と杉並というのが隣にあって、この金額差があったときに、実際問題としてどういうことが起こるのかなというところ。イメージ的には、例えば人手不足になったときには、みんな世田谷のほうに行くイメージもあって、公契約の議論をするときに、諮問は単純にお金の話でしょうけれども、影響を考えたときにどうなのか。業界の方で答えを持っているのであれば教えていただきたい。
- 委員            正直申し上げて、私もすぐには分からないというふうに言うしかない状況ですが、一番冒頭でも申し上げましたように、私どもも役員会をやりまして、製造の意義だとか遵守だとかをお願いする立場でもあります。実際に9月に1回役員会をやって、また11月にやらせていただきますけど、なるべくこの公契約に対する各会員企業の動向を、なるべく吸い上げていって、審議会の場でご報告できるようにはしたいと思っています。まだ、今の時点でこういう影響が出ているということを申し上げる段階ではないというふうに、ご理解いただければなというふうに思っております。
- 会長            今のご意見、まだ影響については何とも言えないと。それから、昨年あれだけ議論をして、お互いかなり妥協していただいて決まった1,250円という水準があるかと思えます。例えばこれでは人が集まらないというようなことが出てくるかどうかは、来年度になればある程度は分かるということに、今年の総括ができるかと思えます。本年度については、そんなことも勘案しながら、他区の状況も横並びしながら上げていく方向で、どの程

度かというようなところを少しお考えいただければ、大変ありがたいかなというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

世田谷とか目黒とか70%というところも、17円ぐらい上がっていますよね。これは単価が上がっている感じですか。

○経理課長 この金額について説明をさせていただきたいと思います。まず、世田谷、目黒、新宿、それから新たに始まりました江戸川区が全て同額になっている理由は、設計労務単価の軽作業員、この日額を1時間あたりに換算をしました時間給、たしか1,950円程度だったと思いますけれども、これの7割を計算しますと、ちょうど1,365円ということで、これは機械的に設計労務単価の改定に伴って単価も変更になったということでございます。

○会長 要するに、前年度から比べると17円程度上がっているというのは、設計労務単価が上がっているということですよ。

○経理課長 そうです。先ほど簡単に説明してしまいましたが、参考資料の2ページをご覧くださいよろしいでしょうか。令和2年の3月までの設計労務単価が今年の3月1日になりまして、お手元の1から51の職種において100円から1,100円上がるような、それぞれの業種で改定がございました。軽作業につきましては、上から三つ目、1万5,400円が200円上がって1万5,600円になったことで、十何円上がったということでございます。

ちなみに、上昇率についても、全ての職種に対する伸び率と、47職種を平均して設計労務単価は前年度に対してどのくらい上がったかというのは、表の一番右のほうに平均値として1.4%、これが全体の上昇率になってございます。

続いて、もう一つ補足をさせてください。参考資料の5ページをご覧ください。4番として(1)①、②の表を設けてございます。これは現在行われている他区の審議会の動向でございます。来年の4月に向けて、各区でどのような状況になっているかというのを、先週の金曜日に聞き取りをした状況でございまして、例えば今審議をいただいている②の熟練労働者以外の労働者につきましては、渋谷区は改定をできないということ。それから足立区につきましては、軽作業員の下限額の77%、こちらをそのまま据え置くと。それから、千代田区はそもそも設定をしてありませんので、今回

も設定なしと。世田谷と江戸川区につきましては、やはり渋谷と同じで回答できないということですが、それ以外につきましては全て設計労務単価が基になっていますので、変更なしというような状況でございます。

○会長 質問ですが、この変更なしというのは、先ほど資料6のほうで頂戴した1,365円というのは令和4年度ということですか。それとも3年度。

○経理課長 令和3年度の現在の状況です。

○会長 令和3年度だとすると、目黒、新宿は変更しないということですね。

○経理課長 考え方の変更をしないということですので、7割というのを変えないということですよ。

○会長 額はもうちょっと上がる可能性があるということですか。

○経理課長 この中には上がる可能性も含まれてございます。

○会長 設計労務単価の昨年の上昇率ということですよ。だから、これを掛けていくということか。

○経理課長 各区におかれましては、来年の3月に新しい設計労務単価が出るので、そこで率を掛けるという考え方でございます。

○会長 分かりました。そうすると最低でも1,365円、場合によってはもうちょっと上がる可能性もあるということですね。軽作業員は、ぴったり合わせて考えるということではないのですが、東京都の軽作業員が令和3年3月で1.3%の上昇率で、平均値が1.4%というのが出ているということや、最賃が28円上がったわけですが、あれが大体2.7%ですか。

○経理課長 参考資料の6ページに2.76%とございます。

○会長 2.7%ぐらいですよ。そういうようなこと等々を勘案いただいて、1,250円というのをベースにしたときに、どの程度の額になるのかということですよ。例えばこの1,250円というのを、例えば1.4%とかあるいは2%というのと、どれぐらいの数字が出るのでしょうか。

○経理課長 現在の1,250円を1.4%上昇させますと1,267円。それから2%ちょうどにした場合には、1,275円ということになります。

○会長 その辺りを参考数字と考えていただいて、委員の方々のご意見を頂戴できれば。先ほどの委員のご発言との関わりでいくと、現状で115円の差があって、そこを少し解消していく方向で考えていくのかどうかですよ。

そこは少し考えなきゃいけないのかなと思います。令和2年度から3年度に行ったときに、単価が軽作業員1.3%上がって、その結果として下限額のところが17円上がったということですよね。そうすると、17円程度は上げないと、むしろ差が開いてしまう可能性があるわけですね。プラス17円というのを下限として考えて、あとどの程度許容範囲かということになるのかなという気がいたします。

委員のご要望等を完全に反映するというのはなかなか難しいですが、ご意見を踏まえると、先ほど言った2%ぐらいのところを考えるかですね。すると1,275円というようなことですが、いかがですかね。

それぞれのところで、いろいろご意見を踏まえてのご発言というふうに思いますので、ここでいきなり決めるというわけにいかないのはもちろん思っていますが、そこら辺を軸にちょっとお持ち帰りいただいて、ご検討いただくというのはいかがでしょうかね。

( 了承 )

○委員 今日の方針を決める審議会ということですので、1,250円をベースにアップ幅をそれぞれの委員が考えてくると。

○会長 私としては、何の根拠もなしにということは難しいと思いますので、先ほど申し上げたように1,250円をベースに考えた中で、近隣の比較的近いところが1,365円で今やっていて、現状では115円開きがあって、根拠の問題はありますが、ここは多少勘案しなきゃいけないのではないかというのが一点。

二つ目には、全体の趨勢という中での最低賃金が28円上がったと。これは2.7%上がっているということですので、これは恐らく、去年はコロナの影響で据置きという極めて例外的な年だったと思います。ご案内のように2から3%ぐらいの推移で上がってきておりますので、そうした状況もある程度考える必要があるだろうということ。

それから、ほかの区とあまり差がつかないようにするというのでいきますと、昨年、軽作業員については1.3%の上昇率を掛けて、令和2年度と比較すると17円上がっているということで、またそこから上がるが見込まれるとすると、この3月、どうなるかは分かりませんが、若干は上

がるだろうということを想定したときに、ベースとして最低1.4%程度の17円というのと1,267円ということですが、それで行きますと差が縮まる方向性が見えないということがございます。あまり積極的な根拠はないですが、やや腰だめの数字であることは承知をいたしておりますが、2%程度と考えると1,275円というのを、皆様にご了解したというのではなくて、会長の試案としてこの辺でお考えいただけないかということ、それぞれお持ち帰りをいただいて、ご議論を頂戴できればなど、そういう趣旨でございます。

○委員 分かりました。そのように持ち帰ります。

○会長 委員、いかがでしょうか。

○委員 今日決定ではないということですので、持ち帰りはしますけれども、他区の軽作業員と杉並区の軽作業員がやることが違うのでしょうかとまず思います。100円以上差があって、同じ公契約の現場で、総括して人が来なくなったから、うちもじゃあ慌てて100円上げて、他区に並んで人を来させましょうよって。私はそういうものではないと考えております。どこで働いてもしっかりと働く者が守られるもので、働く者が守られて事業者の方が確かにちゃんと働く人たちを抱えて潤うものだ。区の公共福祉がよくなるものだ。区の税制もしっかりするものだ。そういうふうを考えていますので、うちだけ100円安くて人が来ないから、ちょっと上げましょうというのは違うと思います。例えば、先ほどおっしゃった25円上がったとして、今開きが17円あって、設計労務単価が今度、単価にして10円上がったら、また開くというわけですね。そうしたら、毎回、何十円のせめぎ合いをするような話になって、そこに根拠がってなると、そこに根拠は正直ないと思います。

今回で決まらなくても、建築協議会のほうでは、将来的にそういった考え方もあることをくみ取っていただきたいと思います。

○会長 ご意見はごもっともなところはあろうかというふうに思っております。ただ、審議会の決定事項ということで考えますと、昨年度、他区が見習い・手元等につきまして、軽作業員の70%というのは承知した上で、この議論をして1,250円という水準で出発させていただいたという経緯があり

ます。この較差というのは、ある程度私どもとしては前提としている。だから、それを確かに未来永劫ということを上申しているのではなくて、一応その基準は変えないということをご了解いただいたということですけど。今、委員に聞くと、必ずしもそうではないのかもしれないのですが。そうなりますと、議論としては振出しに戻りますが、そのところは、今後の議論ということにさせていかざるを得ないというふうに思います。それで、私が申し上げていたのは、現状115円の較差があって、その前が17円上がっているのだから、次また上がるのがその程度だろうと。そこで終わってしまうと今おっしゃられたようなことですが、少額だといえばそれまでですけど、そこは踏まえて、プラスアルファで25円という考えです。何年たったら並ぶかと言われたら困りますが、委員のおっしゃっている方向性は踏まえている数字だということは、ご理解いただきたいとします。

問題は、特に業界の方々含めて、公契約条例に初めて入った中で、軽作業員の7割というような線で、大体ご了解できるというようなことになるのかという話だと思います。そのところは、もちろんご意見として伺う中で、仮にそうしなければいけないというのであれば、前回した議論を踏まえても、軽作業員を基準にできるというような議論ができるかどうかだというふうに思います。現状このような差があるということ踏まえて、今後、考えていきたいとは思いますが、今年度につきましては、今言ったような方向性でお持ち帰りいただければというふうに思います。

それでは次に、業務委託契約と指定管理協定の労働報酬下限額について議論をしたいというふうに思いますが、これについてはいかがでございますでしょうか。

- 委員 会計年度任用職員のパートさんの金額に準じた金額を採用したかなと思っております。それで、今年度はどうなりますか。
- 会長 事務局のほうで資料があればお願いします。
- 経理課長 スクリーンをご覧ください。担当から金額について説明をさせていただきます。
- 契約担当職員 ただいまスクリーンに映しておりますのが、下限額の基となった区職員給料表の抜粋と、会計年度任用職員のパートタイマー、時間単価でございます。



ます。下限額の1,083円については、1級5号の給与月額14万7,100円が基となっております。仮に区職員の給料表の改定がない場合、現在映している月額の金額と同額になり、時間単価も同額となります。ちなみに1,083円の時間単価につきましては、月額給与の右に書いてあります162.75時間で月額金額を割って、その額に地域手当120%を乗じた額が会計年度、パートタイマーの時間単価となるものでございます。

参考ではございますが、千代田区では地域事情を勘案して、初任給に1号給を加算して、下限額を設定しております。杉並区が同様の調整をした場合、現在1級5号の14万7,100円を使っておりますので、一つ上がって14万8,300円となります。その場合、時間単価は1,093円となります。

○会長 委員のご質問を含めて考えますと、昨年度、区の会計年度任用職員の給与表を基にして時間単価を割り出すことでご理解を頂戴したところでございます。ただ、そのまま行くと、今年度の人勧との関係では、据置きというようなことも出てくるわけですが、果たしてそれでいいのかというようなことも含めて少し議論かと思いますが、そこら辺を含めて議論を頂戴できればと思います。

○委員 昨年、いろんな議論の果てに、取りあえず設定の基礎はこの会計年度任用職員をベースにという話にはなったということについては、私も記憶はしております。ただ、我々労働者側ということもありますが、やはり1,083円という金額では、昨年も言いましたが、生活という視点から考えると、あまりにも低過ぎるという認識を持っております。我々連合の中でも、生活するためにはどれぐらいの賃金が必要かという試算をしております。時給換算で言うとおおむね1,190円ぐらいないと、東京で生きていくのは難しいところがあります。一つの根拠として会計年度任用職員、それは根拠としては一つの考え方としては決して間違っていないとはもちろん思っておりますけれども、何のために働くのかという根幹の部分からすると、大きく上げていく必要があるのかなということを思っております。それから、これは先ほどの説明の中であつたとは思いますが、一応確認ですが、例えば1,083円といったときに、その金額は適正に労働者に対して配分されているということでもいいですね。確認ができるのか分からな

いですが。その辺も確認させていただければと思います。

○会長 事務局からお分りの範囲でお願いいたします。

○経理課長 今ご質問いただいたところにつきまして、スクリーンに資料を用意してございますので、前方のスクリーンを基に説明をさせていただきたいと思っております。

○契約担当職員 今、スクリーンのほうに映し出しておりますのは、令和2年度に報告があった業務従事者の労働環境の改善状況をまとめた円グラフでございます。公契約条例の対象となっている業務委託、全部で165件、そのうち昨年度に賃金の報告があった92件について、集計したものでございます。令和2年度は、おおむね8割が1,013円から1,080円と報告されていた労働者の賃金でございますが、令和3年度を見ていただきますとおり、おおむね8割が1,083円から1,090円の支払いとなったことを確認しております。

○会長 単価自体は効果として上がったという理解をしいということですね。ただ一方で、先ほども申し上げましたが、最低賃金が今度1,041円ということで、1,083円との開きというのは40円程度しかなくなってきているということも、少しは考える必要はあるのではないかというふうに思います。最賃は10月に上がるものですから、来年の10月以降を考えると、最賃がこのペースで上がるとすると、相当最賃との開きが小さくなってしまいう辺りも少し考える必要があるのかなというふうに思っております。

人事委員会の勧告は、全て同率で行くということですか。つまり、正規の職員の方も、会計年度職員の方も下に厚くということは今のところない感じですか。

○経理課長 人事委員会の勧告の仕組みでいいますと、まず特別区の職員の給与体系に対する調査結果、民間との較差等々を調査して、人事委員会が勧告してございますので、会計年度任用職員の単価算定につきましては、各区で基準を設けて、それで時間単価を設定しているところでございます。ですので、因果関係はありますが、人事委員会がそこまで拘束して勧告しているわけではございません。

○会長 分かりました。会計年度任用職員に手当てはないと考えていいですか。

○総務部長 会計年度任用職員のパートタイマーのうち、週15時間30分以上の雇用条

件となっている方については、期末手当が支給されます。

- 会長           それはどれくらい出るものですか
- 経理課長       正確に調べていませんが、数十万円お支払いしていたかのように記憶しています。
- 会長           一部、会計年度任用職員に手当てを払えるようになったら、単価があまり上がらなくなったというような意見もあるように聞いている。それはいいですが、そういうことを若干考えると、会計年度任用職員をベースにしながらも少し考えていく。ただ、昨年度の合意として会計年度任用職員を基礎としてということがございますので、その中で増額ということを考えていくとすると、千代田区がやられているように、基準とする給与表のポイントを少し上げていくということは考えられるのかなというふうには思っています。1号給上げるといくらになりますか。
- 契約担当職員   1号給上げますと1,093円となります。
- 会長           1,093円。今より10円上がるということですよ。
- 経理課長       スクリーンの資料を補足させていただきますと、会計年度任用職員の1年目の時間換算単価というのは1,083円で間違いはございませんが、経験給を加えて、例えばその方が2年目、3年目と同じ仕事を続けていった場合には、2年目の時間単価というのが号給で決まっております、1,110円になります。例えば、ご審議いただいている内容で、労働報酬下限額を幾らにするかという物差しで見たときに、会計年度任用職員2年目の経験給ですとか、あるいは3年目の経験給を超える下限額になってきますと、区が採用している会計年度任用職員の時間単価と大分開きが出てしまうかなという懸念がございます。
- 会長           そうすると、それが1,110円よりは低くというのが必要だろうと。
- 経理課長       それも皆さんのご意見です。
- 会長           それはもちろんご意見ですけど、一応基準との関係で言うと、そういうことですよ。そうすると1,093円辺りを軸に考えて、少しお考えいただくということですかね。来年、例えば最賃が1,070円ぐらいになる可能性がないわけではないですからね。何かご意見ございますか。
- 委員           今、会長からありましたとおり、来年の景気動向というのは来年になら

ないと分からないと思いますが、今の方式ですと、後づけで賃金が上がっていくような形になって、そこは仕方がないと思いつつも、違和感があるなど。賃金というのは、そもそも人を採るためというのもあるので、需給が逼迫したときに人が採れるかということからすると、この金額を提示するから人が来るという、そういう考え方もあろうかと思います。後追いじゃなくて、人が集まるような賃金設定をしていくのも大事なかなという思いを持っている。あと、昨年まとめ上げるときに、一部の業務については、例えば命を預かる保育や給食については、プラス50円とかプラス100円だとかというインセンティブを与えるという考え方もあるかと、その時代に合っている話をして、来年の宿題にしましょうという形であったかと思っています。その辺の検討が進んでいるのであれば、確認をしたいなと思っています。

○会長 事務局、いかがでしょうか。

○経理課長 ご質問のありました学童や保育に対する調査結果について、ご報告をさせていただきます。本年4月以降に入りまして、私どもの内部組織でこの学童や保育等々に従事している従事者の賃金というのを調査いたしました。そういった観点からしますと、まず1,083円を下回るというような労働環境の中でお仕事をされているという方は、ほとんどいらっしゃらなくて、まさに保育業務、それから学童クラブ等々で従事している方は、多くは1,130円以上となっています。そこから先についてはちょっと詳細までは把握してございませんが、その手前であっても1,112円とか、低くても1,110円以上の方がほとんど賃金の支払いを受けていると。それも、業務において一番低い支払状況だったということ踏まえまして、事務局といたしましては、あえて公契約条例の適用としなくても、この業界自体が非常に高い賃金の中で契約をされているというようなことを確認して、対象にはしないという判断をしたところです。

これらの背景にありますのは、例えば学童クラブですと、区が予算を決めるときに、区が定めた単価を基にして契約を進めているもの、あるいは保育に関して言いますと、公定価格、国が定めた価格がございまして、これらを基にして保育所の処遇改善を図るというような行為が行われており

ます。そうしたことがこういう高い賃金の支払いにつながっているのかなというふうに考えているところでございます。

○会長 要するに市場賃金としてかなり考えられているので、公契約条例の下限額として特に設ける必要はないだろうというご回答ですね。

○委員 1,083円よりはプラスであるのであれば、問題はないのかなというふうに。区としてどういう業務に対してインセンティブじゃないけどという、保育だけではないのかもしれないですし、その選定はここではないのかもしれないですけども、都度確認をしていったほうがいいのかというふうには感じております。

○会長 ありがとうございます。最初のほうのご意見ですが、なかなか難しいのは、人事委員会を踏まえて会計年度任用職員や公務の方々をベースにする考え方を採ると、どうしても1年遅れになる。結局、情勢適応の原則との関係で動いているというのがあるので、なかなか相場賃金を出すというのは、言うようになかなか難しいのかなというふうには思います。さりとはいえ、現状の最賃の動向はちょっと考えておいたほうがいいのかろうなど。

今、1,041円ですから、来年10月には1,070円ぐらいになる可能性が相当大きいという気はいたします。現状の国の政策からいっても、全国の加重平均930円ですけど、早めに1,000円にするという国の方針もございまして、そうなってくるということは考えていかざるを得ないのかなというふうには思います。

そういう点で、今日議論になった先ほどのところでも、作業員云々という辺り、あるいは今後の会計年度任用職員のどこで行くのかという辺りは、始まったばかりですので、昨年度の方針を踏襲することにはしますが、少し中期的には考えていかざるを得ないだろうなというふうには、個人的な見解ですが思っているところです。ほかにご意見ございますか。

○委員 先ほど工事のところ、隣の工事が100円高いから人が集まるというのは、建設は非常に少ないと思います。仕事が上の会社から下りてきたときに、大体つながった会社に話が行くというのが建設の大体の流れです。

委託のほうは、求人募集を出されるかと思っておりますので、やはり他区に比べて低いと、本当に人が集まらないと思います。昨年、委員もそんなこと

おっしゃっていたかと思うので、やっぱりしっかり金額のほうは見ていったほうがいいかなと思います。

○会長           その点で言うと、先ほどのところよりは開きはあまり大きくはないですが、先ほど申しあげましたように、現状が1,083円という中で、会計年度任用職員をベースにして考えるという方針を前提に考えて、最賃の動向を踏まえて考えると、少なくともご紹介のあった1,093円辺りにはしなきゃならないだろうなというのは個人的に思っております。そこら辺をベースにして、これもまたお持ち帰りをいただくようなことにさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

( 了承 )

○会長           重い宿題を労使それぞれに課しているようで大変恐縮なのですが、そのようにさせていただければというふうに思います。

今、ご意見を頂戴していますと、特に2番目の見習い・手元等の労働者について他区との開き等があるのと、どういう単価設定かということは一応あるのですが、今後本当にどうするのか。業務委託も含めて、最賃の動向を踏まえてというようなことについては、この制度自体が昨年始まったところで、まだ経過も出ていないという中で、すぐにというわけにいかないと思うのですが、近い将来、ある程度またこの審議会として、検討するというようなことは今後しかるべき時期に持っていただければなというふうには思います。

今年度につきましては、今のような話の中で進めていきたいのですが、それぞれにいろいろご意見もあり、お持ち帰りをいただいて議論をしていただく中で、12月にもう一回ということですが、今日のご議論を踏まえて次に決定できるというのであれば一番よろしいかと思いますが、それぞれのご意見を関係者にお聞きするというようなことを踏まえて、もう一度ぐらい、今日私がお示した数字を巡って、それぞれからご意見を頂戴するような機会を持つというようなこともあり得るのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

日程が大変厳しい中で、最終的に決めるときにまとまらないというのでは、これもまた強引な決め方になると困りますので、もう1回、議論する

機会は持ったほうがいいかなというふうに感じておりますが、いかがでしょうか。

○委員 予備日の候補を聞いてはいただいていると思いますが、持ち帰って様々な方に聞いて、お諮りしてから持ち帰ると、12月に予定どおりの2回目の審議会で決するのが、我々としても、ぎりぎりかなという感じがします。

○会長 そうですか。間に設けてもなかなか。

○委員 たしか11月、12月でしたか、今お聞きいただいたのは。

○会長 一応12月を考えております。

○委員 分かりました。会長の方針に従いますので、意見を集約できるようにいたします。

○会長 それでは、日程調整は今ここで決めたほうがよろしいですか。

○経理課長 事前に各委員の皆さんの日程を確認させていただきました一覧表をお配りしておりますが、ご覧のとおり、全部丸になる日はございません。それで、12月23日しか全部丸はないですけれども、この23日までの間のところで、もし1時間でも調整がつくという日があれば、そこで開催していただきたいなというふうに考えてございます。

○委員 では、8日の午前中は何とかします。

○会長 ありがとうございます。それでは、12月8日10時に第2回目を開催し、ここで概ね合意していただければというふうに考えております。

最終的には、第3回、12月23日木曜日の10時、ここで答申というようにさせていただければ大変ありがたく存じます。いかがでございましょうか。

( 了承 )

○会長 ありがとうございます。非常にお忙しい中恐縮ですが、よろしく願いを申し上げます。私のほうで用意した議論はここまでであります。委員の先生方からございますか。

( なし )

○会長 事務局のほう、何かございますか。

○経理課長 ございません。

○会長 それでは、お忙しい中大変活発な議論をいただきまして、誠にありがとうございます。この後大変な宿題を課してしまったようで恐縮ですが、よ

ろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の審議会を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。